

1 東京都青少年の健全な育成に関する条例の制定経緯

東京都は、昭和33年に「青少年保護条例」についての検討に着手している。これは、昭和31年に制定された「喫茶店営業等の深夜営業取締りに関する条例」が、その後の施行状況からみて十分の効果があがっていないという要望に基づき、その改正を検討する過程において発展的に検討されたものである。

その問題の焦点は、深夜喫茶店への青少年の立入制限、深夜喫茶営業の禁止及び青少年の夜間外出に対する監護者の義務などの点であったが、深夜喫茶問題が単に都の問題にとどまらず、全国的な問題となり、世論を大きく沸かしたため、国において「風俗営業取締法」を改正してこの問題の解決を図ることになった。従って、東京都はこれによって「青少年保護条例」の制定を見送ることになったのである。

条例制定に際しては、まず、昭和38年10月11日付で台東区中学校PTA連合会会長ほか10名の連名をもって、東京都議会に対し「青少年の保護育成の条例設置に関する請願」が提出されている。

この内容は、青少年の性的犯罪などの社会悪を助長するような映画その他娯楽施設の悪どい宣伝文、看板等が公然と社会の中に何らの規制も秩序もなく放り出されている現在、どうしても行政面の措置を待たざるをえない。また、全国的に見ても20数府県にわたって青少年保護条例が制定されており、このような情勢下にあつて区内の家庭人は一日も早くこの条例の制定を望んでいるので、当局の格別な尽力をお願いするとの趣旨であつた。

これを受けた都議会では、早速総務首都整備委員会において審議した結果全会一致で採択を決定し、12月21日の本会議においても採択することを決定した。

次いで12月12日付で青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議するために知事の附属機関として設置されている東京都青少年問題協議会に対し条例制定についての知事の諮問が行われた。

この諮問を受けた協議会においては、昭和38年12月から昭和39年4月にかけて5回にわたり協議した結果、5月11日に知事に答申した。その内容は、条例は青少年の愛護を中心として、健全な育成に主眼を置き、規制を必要とする事項は最小限にとどめるものとし、特に都民の自由と権利を不当に制限することのないよう配慮すべきであるという基本的立場のもとに、次の事項について何らかの措置がなされることが望ましいということで、都の責務、都民の責務、知事の表彰、出版物の自主規制、優良出版物等の推奨、有害出版物等の排除及び指定、深夜外出の制限等についての配慮、旅館業者の届出、古物商及び質屋の物品取扱等にかかる具体的なものであつた。

この答申に基づき、総務局で条例を立案し、6月30日開会の昭和39年第2回都議会定例会にこの条例案を提出した。

議会では、総務首都整備委員会に付託され、7月16日から27日までの間延10回にわたり審議し、その間、聴聞会を開き、9人の参考人からこの条例案に対する意見を聴き、審議の参考とした。議会の会期は、当初20日までであつたが、7日間の会期延長となり27日の最終日に公明党の一部修正案が提出され、この修正案により委員会決定となり、ついで修正案どおり本会議でも賛成多数で可決成立した。よって、昭和39年8月1日に公布され、同年10月1日に施行されることとなったのである。

〔参考〕 条例制定時の一部修正案

昭和39年7月27日

1. 第7条中「粗暴性若しくは残虐性を助長し、または恐怖感を与えて、」を「または残虐性を助長し、」に改める。
2. 第8条第1項第1号及び第14条中「はなはだしく、粗暴性若しくは残虐性を助長し、または恐怖感を与えて、」を「または残虐性を助長し、」に改める。
3. 第15条に次の1項を加える。
 - 2 知事は、前項の規定により、東京都青少年健全育成審議会の意見を聞くときは、第7条に規定する自主規制を行っている団体があるときは、必要に応じ、当該団体の意見を聞かなければならない。
4. 第17条第2項中「及び警視総監が知事と協議して指定した警察官」を削り、同条4項を削る。
5. 第19条中「第15条」を「第15条第1項」に改める。

(参考)

東京都青少年の健全な育成に関する条例 (制定当時)

制定 昭和39年8月1日 条例第181号

目次

前文

第1章 総則 (第1条—第4条)

第2章 優良図書類等の推奨及び表彰 (第5条・第6条)

第3章 不健全な図書類等の販売等の規制 (第7条—第18条)

第4章 東京都青少年健全育成審議会 (第19条—第24条)

第5章 罰則 (第25条—第30条)

第6章 雑則 (第31条)

付則

われら都民は、次代の社会をになうべき青少年が、社会の一員として敬愛され、かつ、良い環境のなかで心身ともに健やかに成長することをねがうものである。

われら都民は、家庭及び勤労の場所その他の社会における正しい指導が、青少年の人格の形成に寄与するところきわめて大なることを銘記しなければならない。

われら都民は、心身ともに健全な青少年を育成する責務を有することを深く自覚し、青少年もまた社会の成員としての自覚と責任をもつて生活を律するように努めなければならない。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 18歳未満の者をいう。
- 二 図書類 販売若しくは頒布または閲覧若しくは観覧に供する目的をもって作成された書籍、雑誌、文書、図画、写真並びに映写用の映画フィルム及びスライドフィルムをいう。
- 三 広告物 屋内または屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出されまたは表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

(適用上の注意)

第3条 この条例の適用にあつては、その本来の目的を逸脱して、これを濫用し、都民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(都の責務)

第4条 都は、青少年を健全に育成するために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 都は、区市町村その他の公共団体または公共的団体が青少年の健全な育成を図ることを目的として行う事業について、これを指導し、助成するように努めるものとする。
- 3 知事は、毎年、青少年の健全な育成に関する都の施策の内容を都民に公表しなければならない。

第2章 優良図書類等の推奨及び表彰

(優良図書類等の推奨)

第5条 知事は、次に掲げるもので、青少年を健全に育成するうえに有益であると認めるものを推奨することができる。

- 一 図書類で、その内容が特にすぐれていると認められるもの
- 二 映画、演劇、演芸及び見せもの（以下「映画等」という。）で、その内容が特にすぐれていると認められるもの
- 三 がん具その他これに類するもの（以下「がん具類」という。）で、その構造または機能が特にすぐれていると認められるもの

(表彰)

第6条 知事は、青少年の健全な育成を図るうえに必要ながあると認めるときは、次の各号に掲げるものを表彰することができる。

- 一 青少年を健全に育成するために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの
- 二 青少年または青少年の団体で、その行動が他の模範になると認められるもの
- 三 前条の規定により知事が推奨した図書類、映画等及びがん具類で、特に優良であると認められるものを作成し、または公衆の観覧に供したものと及びこれに関与したもの
- 四 次条の規定による自主規制を行つた者で、青少年の健全な育成に寄与するところが特に大であると認められるもの

第3章 不健全な図書類等の販売等の規制

(図書類等の販売等及び興行の自主規制)

第7条 出版を業とする者、図書類の販売または貸付けを業とする者並びに映画等を主催する者及び興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条の興行場をいう。以下同じ。）を営業者は、図書類または映画等の内容が、青少年に対し、性的感情を刺激し、または残虐性を助長し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡のもとに、当該図書類または映画等を青少年に販売し、頒布し若しくは貸し付け、または観覧させないように努めなければならない。

(不健全な図書類等の指定)

第8条 知事は、次の各号に掲げるものを青少年の健全な育成を阻害するものとして指定することができる。

- 一 販売され若しくは頒布され、または閲覧若しくは観覧に供されている図書類または映画等で、その内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、またははなはだしく、残虐性を助長し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 販売され、または頒布されているがん具類で、その構造または機能が青少年の健全な成長を

阻害するおそれがあると認められるもの

2 前項の指定は、指定するものの名称、指定の理由その他必要な事項を告示することによってこれを行わなければならない。

3 知事は、前二項の規定により指定したときは、直ちに関係者にこの旨を周知しなければならない。

(指定図書類の販売等の制限)

第9条 図書類の販売または貸付けを業とする者及びその代理人、使用人その他の従業者並びに営業に関して図書類を頒布する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、前条の規定により知事が指定した図書類（以下「指定図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、または貸し付けてはならない。

2 何人も、青少年に指定図書類を閲覧させないように努めなければならない。

(指定映画の観覧の制限)

第10条 興行場において、第8条の規定により知事が指定した映画（以下「指定映画」という。）を上映するときは、当該興行場を営業者及びその代理人、使用人その他の従業者は、これを青少年に観覧させてはならない。

2 何人も、青少年に指定映画を観覧させないように努めなければならない。

(指定演劇等の観覧の制限)

第11条 興行場において、第8条の規定により知事が指定した演劇、演芸または見せもの（以下「指定演劇等」という。）を上演し、または観覧に供するときは、当該興行場を営業者及びその代理人、使用人その他の従業者は、これを青少年に観覧させてはならない。

(観覧等の制限の掲示)

第12条 指定映画または指定演劇等を上映し、上演し、または観覧に供している興行場を営業者は、当該興行場の入口の見やすいところに、東京都規則で定める様式による掲示をしておかなければならない。

(指定がん具類の販売等の制限)

第13条 がん具類の販売を業とする者及びその代理人、使用人その他の従業者並びに営業に関してがん具類を頒布する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、第8条の規定により知事が指定したがん具類（以下「指定がん具類」という。）を青少年に販売し、または頒布してはならない。

2 何人も、青少年に指定がん具類を所持させないように努めなければならない。

(有害広告物に対する措置)

第14条 知事は、広告物の形態またはその広告の内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、またははなだしく残虐性を助長し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認めるときは、当該広告物の広告主またはこれを管理する者に対し、当該広告物の形態または広告の内容の変更その他必要な措置を講ずることができる。

(審議会への諮問)

第15条 知事は、第5条の規定による推奨をし、第8条の規定による指定をし、または前条の規定による措置を命じようとするときは、東京都青少年健全育成審議会の意見を聞かなければならない。

2 知事は、前項の規定により、東京都青少年健全育成審議会の意見を聞くときは、第7章に規定する自主規制を行つている団体があるときは、必要に応じ、当該団体の意見を聞かなければならない。

(深夜における興行場等への立入りの制限等)

第16条 興行場を経営する者及びその代理人、使用人その他の従業者は並びに設備を設けて客にボウリング、スケートまたは水泳を行わせる営業を営む者（以下「ボウリング場等経営者」という。）及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜（午後11時から翌日午前4時までの時間をいう。以下同じ。）においては、当該営業の場所に青少年を立ち入らせてはならない。

2 興行場を経営する者及びボウリング場等経営者は、深夜において営業を営む場合は、当該営業の場所の入口の見やすいところに、東京都規則で定める様式による掲示をしておかなければならない。

(立入調査)

第17条 関係公務員は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、調査のため必要な限度において、次の各号に掲げる場所に営業時間（第4号に掲げる営業の場所にあつては、深夜における営業時間とする。）内において立ち入り、調査を行い、または関係者に質問し若しくは資料の提出を求めることができる。

- 一 図書類の販売または貸付けを業とする者の営業の場所及び営業に関して図書類を頒布する者の営業の場所
- 二 興行場
- 三 がん具類の販売を業とする者の営業の場所及び営業に関してがん具類を頒布する者の営業の場所
- 四 ボウリング場等経営者の営業の場所

2 前項の関係公務員は、知事の事務部局に勤務する吏員で知事の指定したものとする。

3 第1項の場合において、当該関係公務員は、東京都規則で定める様式による証票を携帯し、あらかじめ、これを関係者に提示しなければならない。

(警告)

第18条 前条の関係公務員は次の各号の一に該当する者に対し、警告を発することができる。

- 一 第9条第1項の規定に違反して青少年に指定図書類を販売し、頒布し、または貸し付けた者
- 二 第10条第1項の規定に違反して青少年に指定映画を観覧させた者
- 三 第11条の規定に違反して青少年に指定演劇等を観覧させた者
- 四 第13条第1項の規定に違反して青少年に指定がん具類を販売し、または頒布した者
- 五 第12条または第16条第2項の規定に違反して掲示を怠つた者

2 前項第1号から第4号までの各号の一に該当する者が、法人または人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人または人及びその代理人に対しても、前項の警告を発することができる。

3 第1項第1号から第4号までの警告は、東京都規則で定める様式による警告書を交付して行うものとする。

第4章 東京都青少年健全育成審議会

(設置)

第19条 第15条第1項の規定に基づく知事の諮問に応じ、調査し、審議するため、東京都青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第20条 審議会は、次の各号に掲げる者につき、知事が任命または委嘱する委員20人以内をもつて組織する。

- 一 業界に関係を有する者 3人以内
- 二 青少年の保護者 3人以内
- 三 学識経験を有する者 8人以内
- 四 関係行政機関の職員 3人以内
- 五 東京都の職員 3人以内

(委員の任期)

第21条 前条第1号から第3号までの委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第22条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第23条 審議会は、知事が招集する。

(定足数及び表決数)

第24条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員（会長（第22条第3項の規定により会長の職務を代理する委員を含む。）である委員を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第5章 罰則

(罰則)

第25条 第18条第1項第1号、第2号、第3号若しくは第4号または同条第2項の規定による警告に従わず、なお、第9条第1項、第10条第1項、第11条または第13条第1項の規定に違反した者は、3万円以下の罰金または科料に処する。

第26条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金または科料に処する。

- 一 第14条の規定による知事の措置命令に従わなかつた者
- 二 第16条第1項の規定に違反した者

第27条 第17条第1項の規定による関係公務員の立入調査を拒み、妨げ、または忌避した者及び同条同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をし、または資料の提出の要求に応ぜず若しくは虚偽の資料を提出した者は、5千円以下の罰金または科料に処する。

第28条 第9条第1項、第10条第1項、第11条、第13条第1項または第16条第1項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第25条または第26条第

2号の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。
(両罰規定)

第29条 法人の代表者または法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して、第25条、第26条または第27条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、各本条の刑を科する。ただし、法人または人が、その代理人、使用人その他の従業者のした当該違反行為を防止するため、相当の注意及び監督を怠らなかつたことが証明された場合においては、その法人または人については、この限りではない。
(青少年についての免責)

第30条 この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、当該青少年の違反行為については、これを適用しない。

第6章 雑則

(委任)

第31条 第12条、第16条第2項、第17条第3項及び第18条第3項に定めるもののほか、この条例について必要な事項は、東京都規則で定める。

付則

この条例は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則（昭和61年全部改正時）

昭和61年5月1日規則第96号

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則（昭和39年東京都規則第254号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 表彰手続（第2条—第13条）

第3章 不健全な図書類等の販売等の規制（第14条—第16条）

第4章 東京都青少年健全育成審議会（第17条）

第5章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

(定義)

第1条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 関係局等の長 総務局長、生活文化局長、福祉局長、衛生局長、労働経済局長、建設局長、港湾局長、教育長及び警視總監をいう。
- 二 表彰候補者 東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和39年東京都条例第181号。以下「条例」という。）第6条第1号から第4号までのいずれかに該当すると認められるものをいう。
- 三 被表彰者 表彰を受けるべきものをいう。

第2章 表彰手続

(表彰候補者の推薦等)

第2条 区市町村長は、条例第6条第1号又は第2号に該当すると認められる表彰候補者があるときは、その事績を精査し、知事に推薦することができる。

2 関係局等の長は、その所管する事務に関連し、広域活動を行っているもので、条例第6条第1号又は第2号に該当すると認められる表彰候補者があるときは、その事績を精査し、知事に内申し、又は推薦することができる。

3 生活文化局長は、条例第6条第3号又は第4号に該当すると認められる表彰候補者があるときは、その事績を精査し、知事に内申するものとする。

(添付書類)

第3条 前条の規定による推薦又は内申をする場合は、表彰候補者に係る次に掲げる書類で、知事が指定するものを添付するものとする。

- 一 推薦調書
- 二 刑罰等調書
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

東京都青少年の健全な育成に関する条例の解説

登録番号(23)20

平成23年7月 発行

編集発行 東京都青少年・治安対策本部 総合対策部 青少年課
〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03-5388-3186

印刷 (有)雄久社

〒154-0017

東京都世田谷区世田谷一丁目24番7号

電話 03-5451-7030



古紙バブル配合率70%再生紙を使用しています